

# 平成27年度 優良派遣事業者認定制度 ＜説明会＞

優良派遣事業者推奨事業 運営受託団体  
一般社団法人 人材サービス産業協議会

平成27年度優良派遣事業者認定制度説明会

- 認定制度の趣旨と目的
- 申請から認定までのプロセス
- 認定基準について
- 認定取得後の留意事項
- 今後の予定

# 認定制度の趣旨と目的

---

平成27年度優良派遣事業者認定制度説明会

## 優良派遣事業者認定制度とは

**概要** 法令遵守を前提として、派遣労働者のキャリア形成支援などにおいて一定の基準を満たす派遣事業者を認定する制度

**目的** 派遣業界全体の質的向上と適切なマッチングの促進

## 平成26年度の認定状況

■申請数 **99社**      認定数 **85社**

■基準に満たない企業が多かった項目

**No.8**                      非常時に内勤社員・派遣社員の安否確認が可能な社内体制にあること

**No.11**                    業務が適正に行われている(業務内容、社内規程・マニュアル等の運用等)ことを監査する仕組みがあること

**No.44**                    派遣社員に対して、有給休暇の取得促進(有給休暇の周知、有給休暇日数の開示、派遣先への働きかけ等)の取組を行っていること

その他・・・

健康診断結果報告書が未提出、産休・育児休業の周知不十分、外注先による個人情報取扱の管理不十分、キャリアカウンセリングの利用状況不明

4

## 認定取得事業者アンケート結果より

■企業規模                                      **3割が中小企業**

■取得にかかった費用                      「**審査料金のみ**」61社

■申請理由                                      「**競争力強化**」77社

■制度についての意見

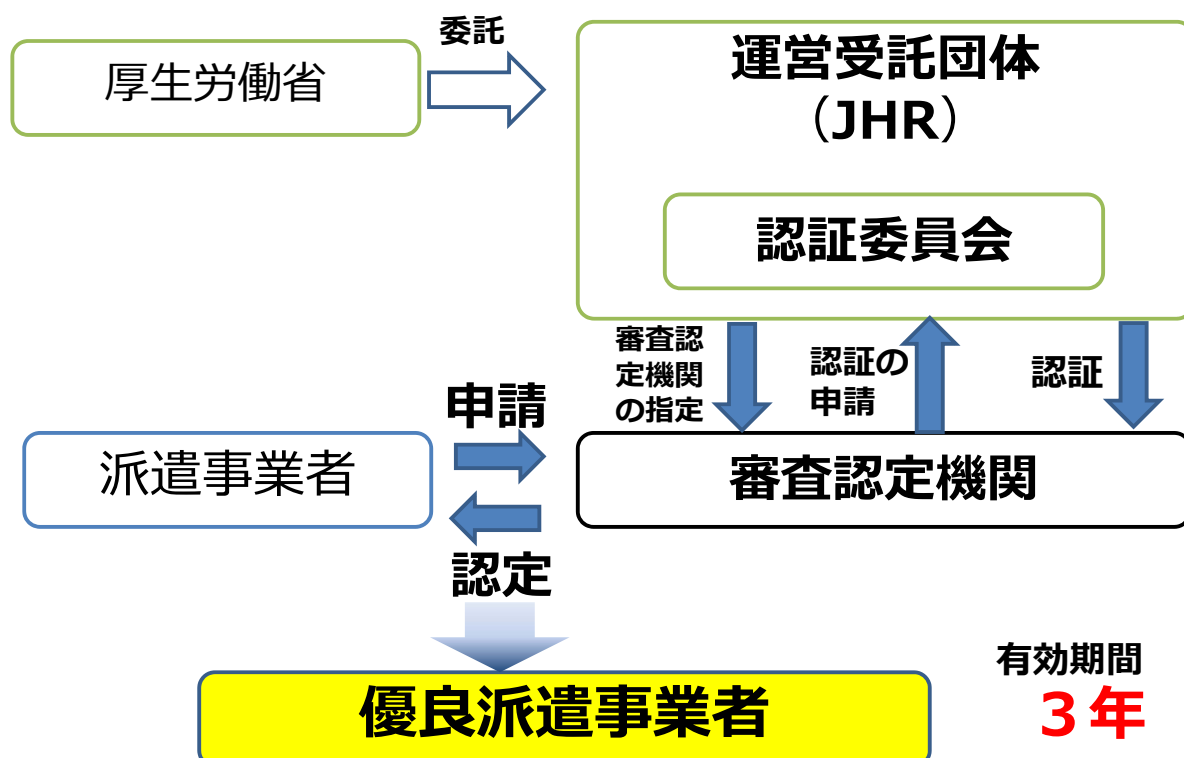
**社内体制の見直し**となった、**社員の意識**が大きく変わった、**適正化を促すきっかけ**となった等

5

# 申請から認定までのプロセス

平成27年度優良派遣事業者認定制度説明会

## 制度全体の仕組み

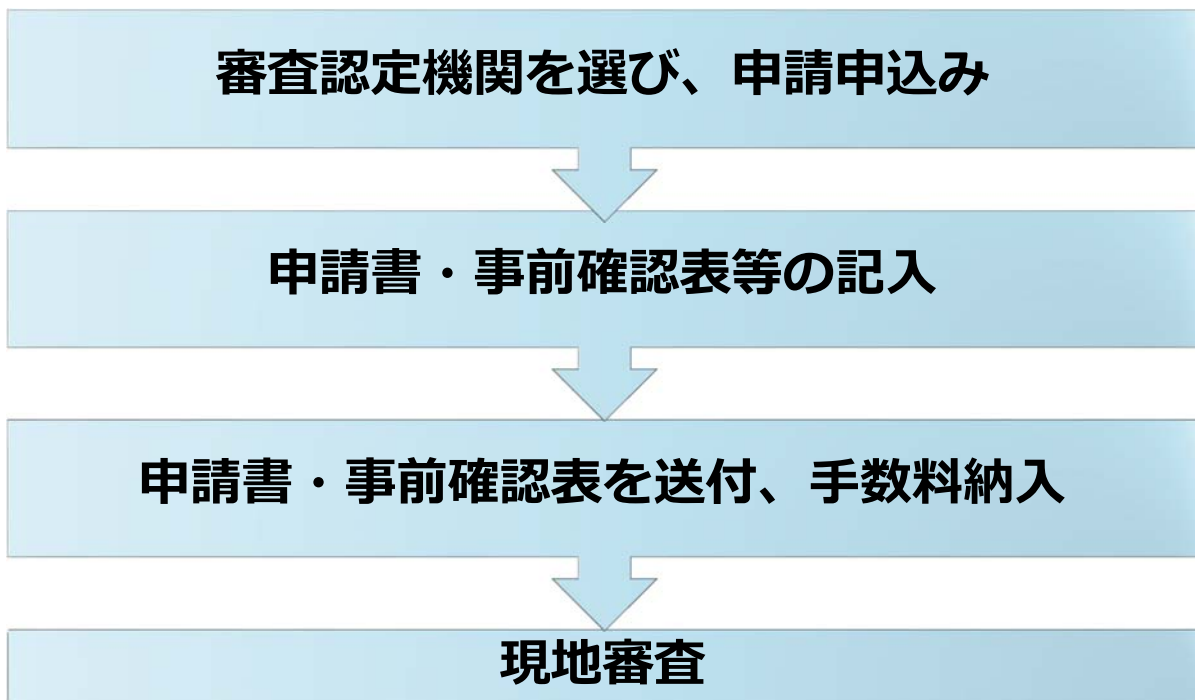


# 申請要件

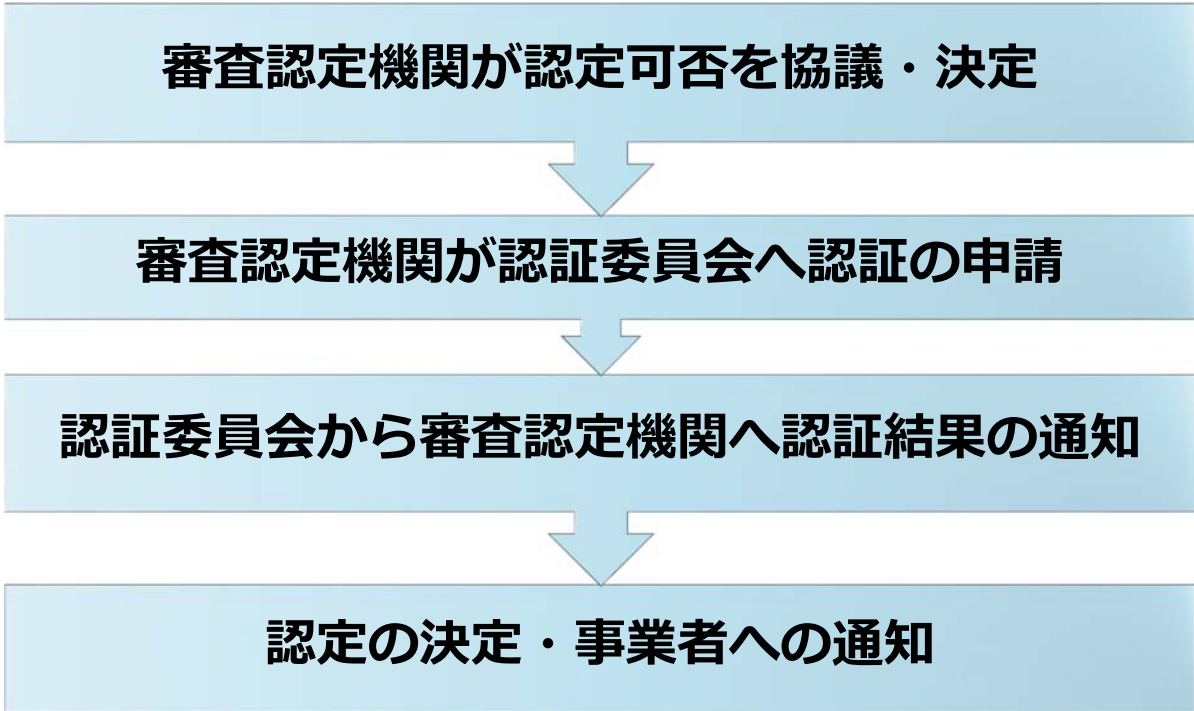
1. 申請時点で、厚生労働大臣により一般労働者派遣事業の許可を受けていること、または、特定労働者派遣事業の届出を受理されていること
2. 直近5年間、労働基準法、職業安定法等の法令に重大な違反をしていないこと
3. 労働者派遣事業の許可・届出後、3年以上の事業実績があること
4. 直近過去3年間、税金を滞納したことがないこと
5. 直近過去3年間、派遣労働者への給与の遅配がされていないこと
6. 直近過去3年間、社会保険料及労働保険料を滞納していないこと
7. 直近過去3年間において、厚生労働省から以下の命令を受けておらず、かつ3年より以前に以下の命令を受けた場合でも申請時にはすでに命令を解除されていること
  - (ア) 労働者派遣事業改善命令
  - (イ) 労働者派遣事業停止命令
8. その他、本制度の趣旨に照らして問題となる事実がみとめられないこと

## 申請から認定までの仕組み①

### 【申請者が行う手続き】



# 申請から認定までの仕組み② 【審査認定機関が行う手続き】



## 事前確認表

№	1. 事業体に関する基準	概要説明 (用意する資料)	事業者記入欄 (基準を満たすことの概要説明)	事務局 使用欄
	<b>1-1 事業健全性</b>			
	①事業経営 【基準】直近事業年度3年間の財務諸表*1を審査時に開示した上で、以下を満たしていること			
1	a) 経営方針等*2を社内啓発・発信ならびに社外に公開していること	1) 社内に啓発・発信するために、経営方針等が掲載されているもの(社員手帳、掲示、社内報、イントラネット等) 2) 経営方針等が社会に公開されていることがわかるもの(ホームページ、会社案内、広告記事等)		
2	b) 派遣事業に従事する社員*3(以下、内勤社員)の体制について説明できること	会社組織図(派遣事業専門の事業部がある場合はその組織図)		
	②財務状況 【基準】以下のうち、最低1つを満たしていること*			
3	a) 直近事業年度3年間のうち、最終利益(当期利益ないし当期純利益)が連続して赤字となる事業年度がないこと(100%出資子会社の場合は連結)	過去3年分の財務諸表(貸借対照表・損益計算書は必須) 100%出資子会社の場合は連結		
4	b) 申請時の当座比率*4が100%以上であること			
	③法令遵守 【基準】以下の全てを満たしていること			
5	a) 各種労働関連法制(労働者派遣法、職業安定法、労働契約法等)を遵守していること	経営方針等、社外に各種労働法制を遵守する旨を周知広報していること		
6	b) 公開が義務付けられている情報*5を正確*6かつわかりやすいもの*7にしてしていること	以下の情報について公表内容がわかるもの ①労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る派遣労働者の数 ②労働者派遣の役務の提供を受けた者(派遣先)の数 ③労働者派遣に関する料金の額の平均額 ④派遣労働者の賃金の額の平均額 ⑤マージン率=(③-④)/③ ⑥教育訓練に関する事項		
7	c) 派遣先との取引の可否*8に関する基準を設けていること	取引基準がわかるもの		
	④非常時*9の危機管理 【基準】以下の全てを満たしていることないしは、BOP*10を策定していること	BOP(事業継続計画)		

エビデンスとなる  
資料の名称や、  
取組・実績状況  
などを記載

## 審査時に提示するエビデンスの例

- 業務マニュアル
- 社員研修用の資料
- 派遣社員・派遣先企業への訪問記録や日報
- WEBサイトの画面
- イン트라ネット等の画面
- 社外向けパンフレットや説明資料、営業資料等
- 関連するデータや内容をまとめた資料（組織図、有給休暇や育児休業の取得率を説明する際など）
- 派遣契約書等のサンプル

12

## 審査の原則

- **公平** 利害関係者による審査の禁止
- **公正** 審査員服務規律、機密の保持
- **適正** 審査員要件、審査員研修の受講

13

# 認定証と認定マーク

## ■ 認定マーク

## ■ 認定番号の構成

**15 01 001 (01)**

①      ②      ③      ④

- ①取得年度
- ②審査認定機関番号
- ③事業者番号
- ④付与回数

## ■ 各審査認定機関が発行

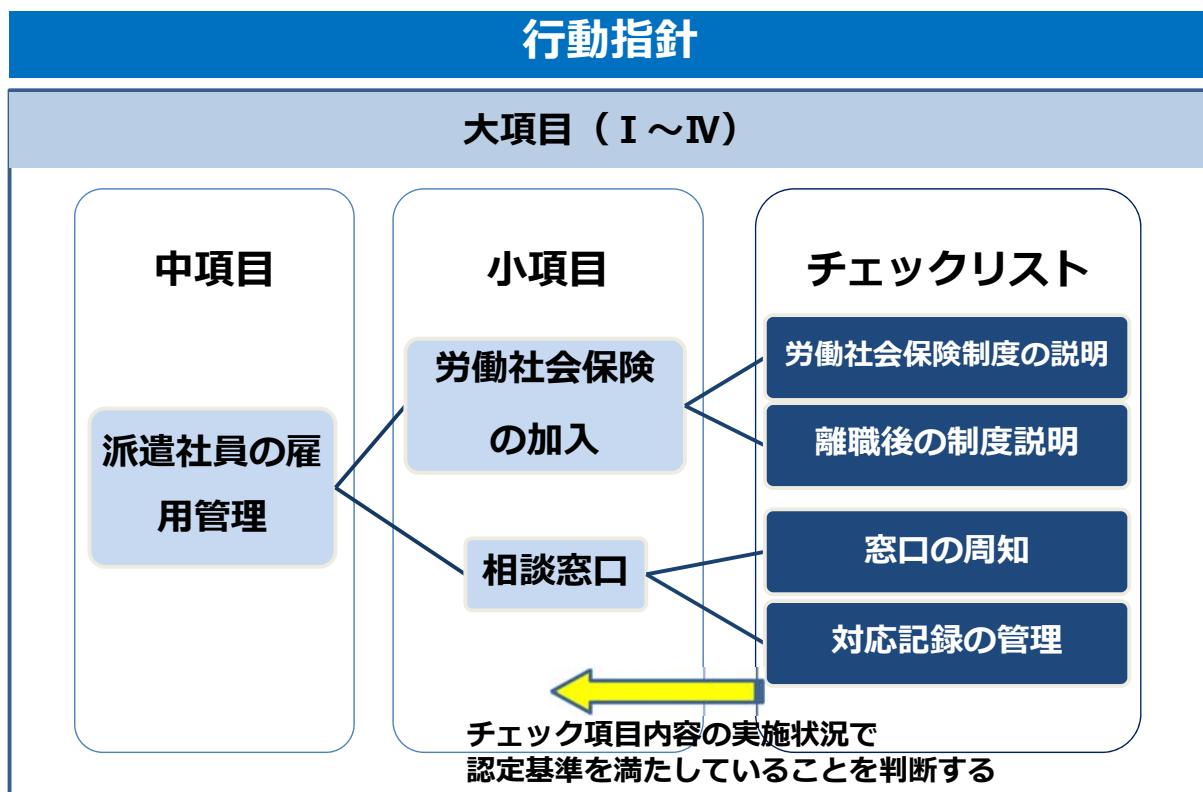


## 認定基準について

※平成27年度の具体的な内容については検討中



# 認定基準の構成①



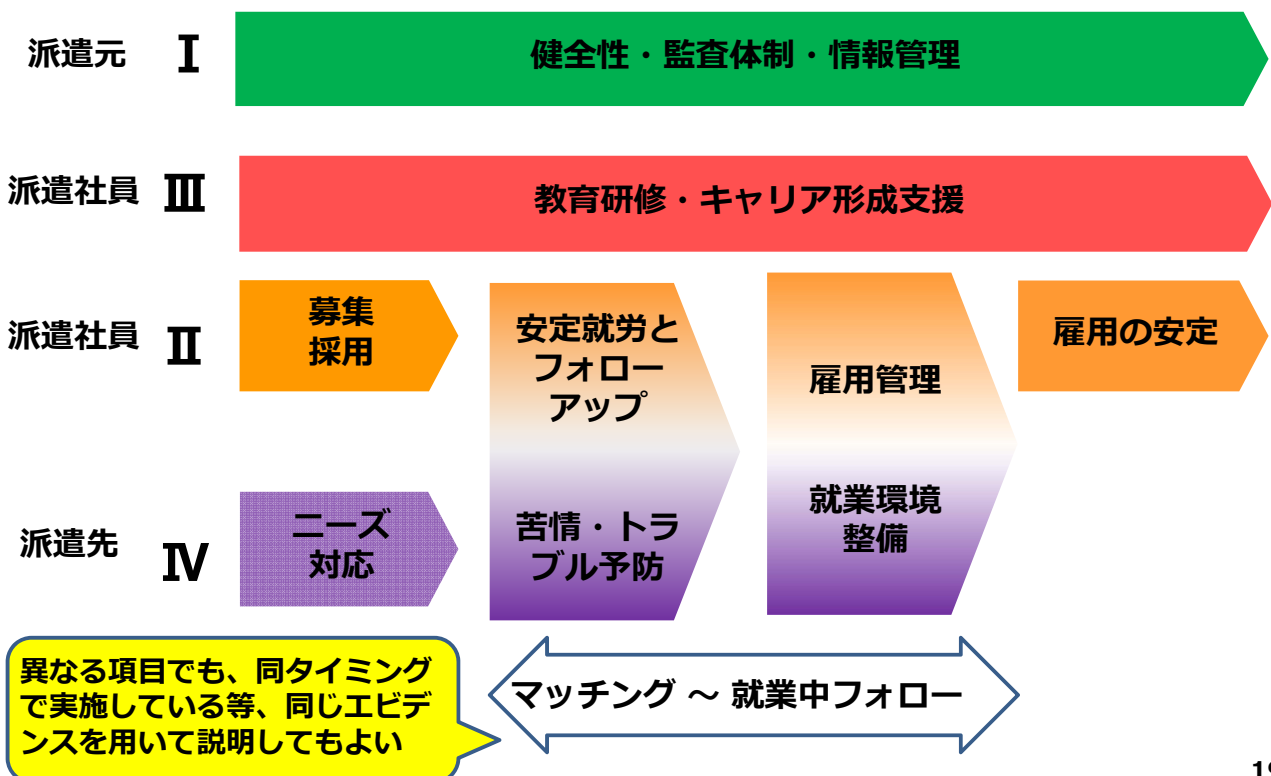
# 認定基準の構成②

Ⅰ 事業体に関する基準	Ⅱ 派遣社員の適正就労とフォローアップに関する基準
<p><b>Ⅰ - Ⅰ 事業健全性</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業経営</li> <li>② 財務状況</li> <li>③ 法令遵守</li> <li>④ 非常時の危機管理</li> </ul> <p><b>Ⅰ - Ⅱ 社内監査体制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 社内監査体制</li> </ul> <p><b>Ⅰ - Ⅲ 情報管理・保護</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 個人情報保護</li> <li>② 機密情報保護</li> </ul>	<p><b>Ⅱ - Ⅰ 派遣社員の募集・採用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 募集・採用</li> </ul> <p><b>Ⅱ - Ⅱ 派遣社員の安定就労とフォローアップ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 派遣社員への就労支援</li> <li>② 派遣社員の権利・義務の周知</li> <li>③ 派遣社員への就業条件等の通知</li> <li>④ 派遣先事業所の環境の把握</li> <li>⑤ 派遣社員の雇用安定</li> <li>⑥ 派遣社員の要望等の把握と満足度の向上</li> </ul> <p><b>Ⅱ - Ⅲ 派遣社員の雇用管理</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 労働・社会保険の加入</li> <li>② 派遣社員の相談窓口の設置</li> <li>③ 派遣社員の健康状況配慮</li> <li>④ 派遣社員への安全衛生教育の実施</li> <li>⑤ ワークライフバランスへの配慮</li> </ul>

## 認定基準の構成③

Ⅲ 派遣社員のキャリア形成と処遇向上に関する基準	Ⅳ 派遣先へのサービス提供に関する基準
<p><b>Ⅲ－Ⅰ 派遣社員のキャリア形成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① キャリア・コンサルティング</li> <li>② 派遣社員の適性判断</li> <li>③ 派遣社員の就業状況等の把握と評価</li> <li>④ キャリア形成に配慮した仕事紹介</li> <li>⑤ 派遣社員の教育研修</li> <li>⑥ 正社員希望者への対応</li> </ul> <p><b>Ⅲ－Ⅱ 派遣社員の処遇向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 派遣社員の処遇向上</li> <li>② 就労時の福利厚生の実施</li> </ul>	<p><b>Ⅳ－Ⅰ 派遣先ニーズへの対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 派遣先情報の収集・人材活用の提案</li> <li>② 派遣社員の人選</li> <li>③ 派遣契約の管理</li> <li>④ 派遣先満足度の把握・向上</li> </ul> <p><b>Ⅳ－Ⅱ 派遣先の就業環境の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 派遣先の就業環境の整備</li> </ul> <p><b>Ⅳ－Ⅲ 派遣先での苦情・トラブル予防</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 派遣先からの相談受付対応</li> <li>② 派遣先へのコンプライアンス啓発</li> <li>③ 派遣社員への基礎教育</li> </ul>

## 認定基準と派遣事業プロセス



## 認定可否の判断

■ チェック項目内容の実施状況により、認定基準を満たしているかどうかを判断する

■ 審査の時点で、以下3点が確認できること

- ① 必要な制度やマニュアルが整備されている
- ② 派遣社員・派遣先・社内等関係者に周知されている
- ③ 実際に運用された事実や事例（実績）がある

■ 基準を満たしていないと判断するケース

× 「来月から運用を開始する**予定です**」

⇒ 審査時点で実施されていなければ認められない

△ 「これまでに実施したことはありません」

⇒ 実績が無いことに**合理的な理由**があるかどうかで判断する

## 26年度からの見直しの方向性

【主な検討中の内容】

### 1. 改正派遣法を踏まえた対応

教育研修に関する項目の必須化

正社員化支援実績、育児休業取得実績 等

### 2. 雇用管理に関する内容等の整理

母性健康管理に関する項目の追加

給与規定の整備

### 3. 内容のわかりやすさ、審査の効率化

同一エビデンスで確認できる項目の統合

選択項目の整理統合

内容を検討中  
12月公表予定

## 認定取得後の留意事項

---

### 認定事業者の責務

- 法令の遵守と行動指針に基づく事業運営と取組状況の周知
- 優良派遣事業者認定制度の実施に関し必要となる調査への協力
- 認定基準に関わる事項について、認定時の状況に変更がある場合の審査認定機関への申出
- 社名変更、合併、分社化等が行われた場合の審査認定機関への届け出

## 社名変更・合併等の場合の注意

- 社名変更** 認定番号とマークは引き続き使用可能  
認定証の再発行は原則として行いません  
(専用サイト上での表記変更のみ)
- 合 併** ①認定取得事業者が存続法人となる場合  
⇒認定番号とマークは引き続き使用可能  
②認定取得事業者が存続法人とならない場合  
⇒認定番号とマークの使用はできません
- 分社化** 認定番号とマークの使用はできません  
(3年以上の事業実績要件に非該当)

24

## 認定取消事由

- 虚偽の記載・説明があった場合
- 改善命令や停止命令を受けた場合
- その他の場合
  - 審査に問題があった場合
  - その他労働関係法令の重大な違反 等

25

## 今後の予定

---

## 今後の予定

**平成28年1月中旬**

**申請受付開始**

※受付期間は2週間程度を予定

**申請受付後～2月末**

**訪問審査**

**3月中旬**

**認定および認証**

**3月末頃**

**認定企業の発表  
認定証の交付**